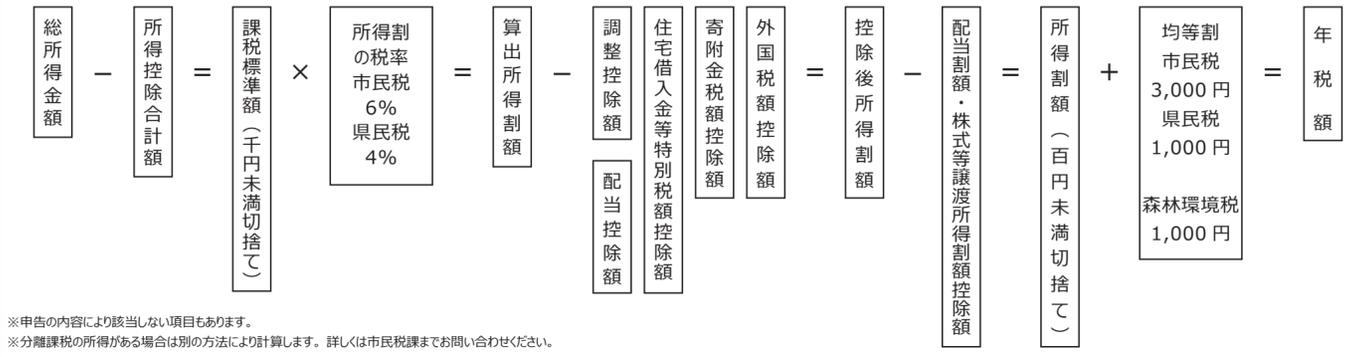


市民税・県民税・森林環境税の計算方法



※申告の内容により該当しない項目もあります。
※分離課税の所得がある場合は別の方法により計算します。詳しくは市民税課までお問い合わせください。

- 均等割・所得割・森林環境税の非課税について**
 - ※均等割・森林環境税は前年中の合計所得金額が一定の金額（下記参照）以下の場合には非課税となります。
 - ①扶養無 **415,000円**
 - ②扶養有 **315,000円 × (同一生計配偶者及び扶養親族の数 + 1) + 289,000円**
 - ※所得割は前年中の総所得金額等が一定の金額（下記参照）以下の場合には非課税となります。
 - ①扶養無 **450,000円**
 - ②扶養有 **350,000円 × (同一生計配偶者及び扶養親族の数 + 1) + 420,000円**
 - ※前年 12月 31日時点で障害者、寡婦、ひとり親及び平成 20年 1月 3日以降生まれの未成年者の方で、前年の合計所得金額が 135万円以下の場合には均等割・所得割・森林環境税は非課税になります。
- 税額控除（調整控除・配当控除・寄附金税額控除など）**
 - (1) 調整控除** ※合計所得金額が **2,500万円を超える場合は、調整控除の適用はありません。**
 - 合計課税所得金額が **200万円以下の場合**
 - ・所得税及び市民税・県民税の人的控除の差額(下表参照)の合計額 } 低い方の金額の5%
 - ・合計課税所得金額 } (市民税3% 県民税2%)に相当する金額
 - 合計課税所得金額が **200万円超の場合**
 - {(所得税及び市民税・県民税の人的控除の差額(下表参照)の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)) × 5% } (市民税3% 県民税2%)に相当する金額
 - ※計算の結果、2,500円未満の場合は、2,500円が調整控除になります。

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の合計所得金額	900万円以下
	普通 1万円		900万円超 950万円以下
障害者控除	特別 10万円	配偶者控除	一般 5万円
	同居特別 22万円		老人 10万円
寡婦控除	1万円	扶養控除	一般 5万円
ひとり親控除	父 1万円		特定 18万円
	母 5万円	老人 10万円	
勤労学生控除	1万円	同居老人 13万円	

※この表は調整控除を算出するための人的控除の差額を示したもので、実際の差額とは異なります。

- (2) 配当控除**
 - 市民税…配当所得金額 × 1.6% 県民税…配当所得金額 × 1.2%
 - ※課税所得金額等が 1,000万円超の場合、別の計算方法で算出されます。
 - ※申告分離課税を選択した場合、配当控除は受けられません。
 - ※配当の種類により控除額が異なる場合があります。
- (3) 住宅借入金等特別税額控除**

居住開始年	個人住民税の控除限度額 (※前年分の所得税において、下記の②のいずれか低い金額)	③	④
① 平成27年1月～令和3年12月	②から⑥を控除した金額	前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等がある場合はそれらがなかったものとして算出した金額)	前年分の所得税の課税総所得金額等の7% (限度額 136,500円)
② 令和4年1月～令和7年12月	②から⑥を控除した金額	前年分の所得税の課税総所得金額等の5% (限度額 97,500円)	前年分の所得税の課税総所得金額等の5% (限度額 97,500円)

 - ※令和4年中に入居した場合であっても、令和4年度適用の税制改正において住宅ローン控除の特例の延長等に該当する場合には、①を適用します。
 - ※控除期間が満了した年度については、控除の適用はありません。

- (4) 寄附金税額控除**
 - 前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の10%（市民税6%、県民税4%）に相当する金額（総所得金額の合計額の30%を上限）
 - ①都道府県・市区町村に対する寄附金
 - ②千葉県共同募金会・日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金
 - ③千葉県又は八千代市の条例で指定するものに対する寄附金

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上～195万円以下	84.895%
195万円超～330万円以下	79.79%
330万円超～695万円以下	69.58%
695万円超～900万円以下	66.517%
900万円超～1,800万円以下	56.307%
1,800万円超～4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

※その他の税額控除につきましては、市民税課までお問い合わせください。

所得控除の種類	控除額			
雑損控除	{(損害金額 - 保険金などで補填される金額) - 総所得金額等 × 10%} 又は {(災害関連支出の金額 - 5万円) のうちいずれか高い方の金額}			
医療費控除	{(支払った医療費等の金額 - 保険金などで補填される金額) - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い方の金額) (限度額 200万円)} ※セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する場合は、特定一般用医薬品等購入費 - 保険金などで補填される金額 - 12,000円 (限度額 88,000円)			
生命保険料控除	(旧) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約に係るもの (新) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約に係るもの			
	支払金額	控除額	支払金額	控除額
	15,000円以下	全額	12,000円以下	全額
	15,000円超～40,000円以下	支払金額 × 1/2 + 7,500円	12,000円超～32,000円以下	支払金額 × 1/2 + 6,000円
40,000円超～70,000円以下	支払金額 × 1/4 + 17,500円	32,000円超～56,000円以下	支払金額 × 1/4 + 14,000円	
70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円	
一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ上の計算式で求めた控除額の合計額 (限度額 70,000円)				
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の計算式で求めた控除額の合計額 (限度額 28,000円)				
※旧契約の計算式で求めた控除額が 28,000円を超える場合は旧契約の控除額を適用				
地震保険料控除	支払金額	控除額		
	地震保険料	50,000円以下	支払金額の 1/2	
		50,000円超	25,000円	
		5,000円以下	全額	
旧長期損害保険料	5,000円超～15,000円以下	支払金額の 1/2 + 2,500円		
	15,000円超	10,000円		
地震保険料、旧長期損害保険料の両方がある場合は、それぞれ上の計算式で求めた控除額の合計額 (限度額 25,000円)				

人的控除の種類	控除額	人的控除の種類	控除額	
寡婦控除	26万円	扶養控除	一般扶養親族 (※ 2)	
ひとり親控除	30万円		特定扶養親族 (※ 3)	
勤労学生控除	26万円	同居老親等の老人扶養親族 (※ 1)	45万円	
障害者控除	障害者	26万円	同居老親等以外の老人扶養親族 (※ 1)	38万円
	特別障害者	30万円	2,400万円以下	43万円
配偶者控除	同居特別障害者	53万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	一般の控除対象配偶者	下図参照	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
老人控除対象配偶者 (※ 1)		2,500万円超	適用なし	

配偶者控除 (58万円以下)	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般	33万円	22万円	11万円
老人	38万円	26万円	13万円
58万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円

特定親族の合計所得金額	控除額
特定扶養親族 (58万円以下)	45万円
58万円超～95万円以下	45万円
95万円超～100万円以下	41万円
100万円超～105万円以下	31万円
105万円超～110万円以下	21万円
110万円超～115万円以下	11万円
115万円超～120万円以下	6万円
120万円超～123万円以下	3万円

(注) この手引は令和7年12月1日現在における地方税法を基に作成しておりますので、税法の改正等により内容が変更される場合があります。

令和8年度分 市民税・県民税申告の手引

市民税・県民税申告書は、令和8年1月1日現在八千代市内にお住まいの人が令和7年1月から12月までの収入等を申告するものです。申告が必要と思われる人にお送りしていますが、送付の有無に関わらず、以下のフローチャートを参照し、必要な人は期限までに申告をお願いします。

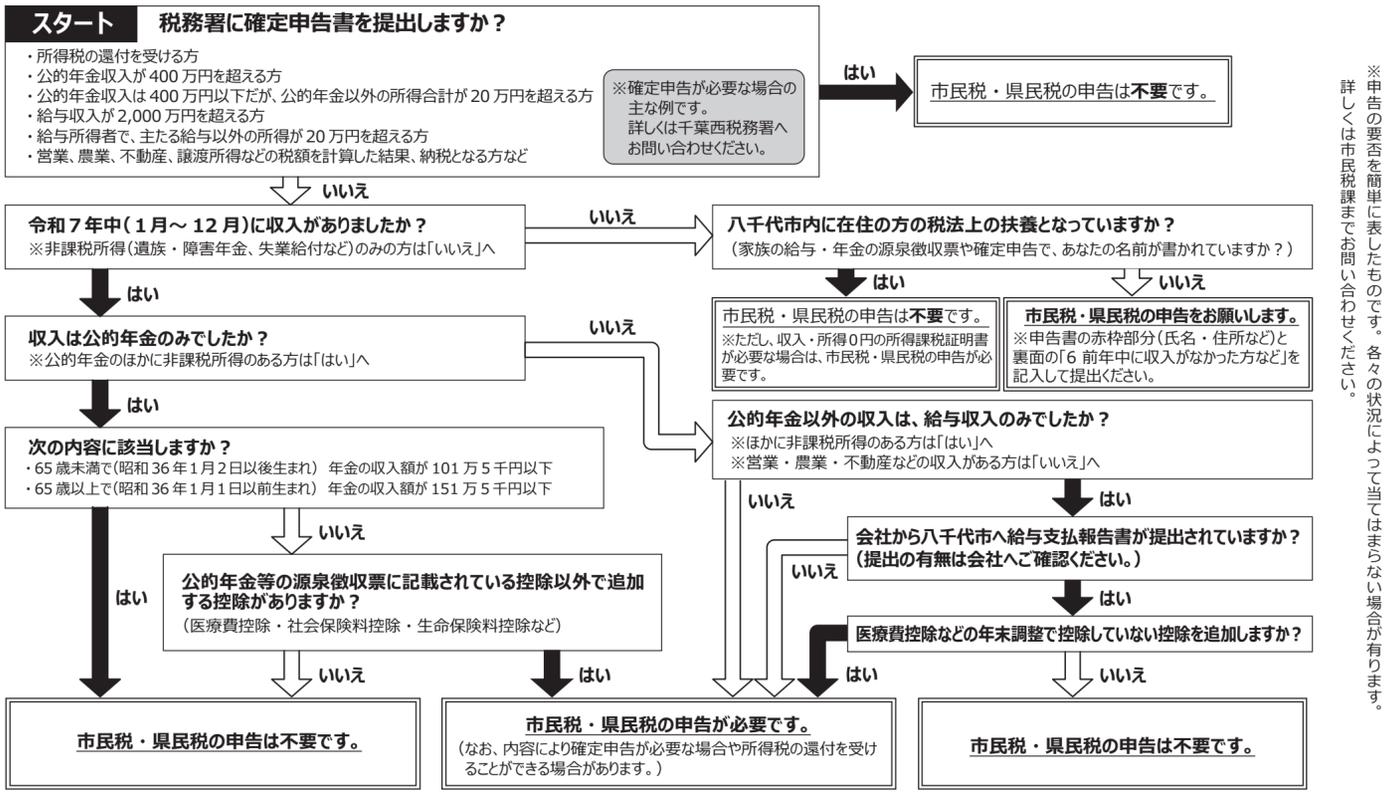
問合せ先 ※電話番号のかけ間違いにご注意ください。

<市民税・県民税の申告等に関する問合せ>
八千代市 市民税課 ☎047-483-1151(代表) 内線 3371～3375

<確定申告や所得税に関する問合せ>
千葉西税務署 ☎043-274-2111(代表)

市民税・県民税申告書の書き方についてはこちら

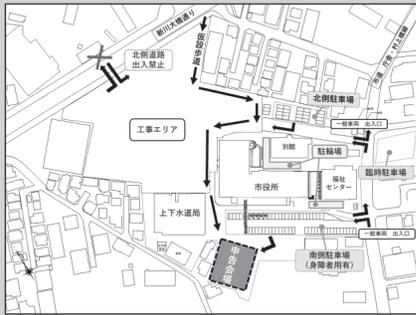
市民税・県民税申告の要否についてのフローチャート



※申告の要否を簡単に表したものです。各々の状況によって当てはまらない場合が有ります。詳しくは市民税課までお問い合わせください。

日時・提出方法

- 提出・相談期間**
令和8年2月2日(月)～3月16日(月) 午前8時30分～午後5時 ※土日祝を除く
- 提出方法**
以下のいずれかの方法からお選びいただけます。例年窓口が大変込み合いますので、郵送又は電子申告での申告にご協力ください。
窓 口：申告会場
各支所・連絡所 ※提出のみで相談不可
郵 送：送付先 〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5 八千代市役所 市民税課宛
電子申告：24時間・365日申告可能です。 **こちらから手続きできます**
- 必要書類**
市民税・県民税申告書 + 添付書類 (記載方法は裏面を確認ください) + 添付書類 (右記参照)
- 申告会場**
新庁舎建設工事のため、駐車台数が大幅に減少しています。可能な限り公共交通機関をご利用ください。
場 所：**八千代市役所 多目的棟** ※上記期間以外は市民税課(市役所3階)で受付
予 約：不要 ※確定申告の申告相談は事前予約制です。



添付書類

- 提出方法によって、対応が異なります
- 申告会場 → 提示 ※医療費通知は原本提出
 - 郵送又は各支所・連絡所 → 提出 ※コピー可(医療費通知は除く) ※原本を提出する場合で、返送希望の場合は返信用封筒をご用意ください
- かならず用意いただくもの**
- 本人確認の書類(1又は2)
 - 顔写真付きのもの1点(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)
 - 顔写真がないもの2点(健康保険の資格確認書・介護保険証・年金手帳など)
 - 個人番号(マイナンバー)の書類
マイナンバーカード・通知カード・個人番号が記載された住民票の写しなど
- 必要に応じて用意いただくもの**
- 収入・所得に関する書類 ※収入がない方(非課税所得のみの方)は不要
 - 給与又は公的年金等の源泉徴収票
 - 事業所得・不動産所得・公的年金等以外の雑所得等の支払調書や必要経費に関する領収書など
 - 控除に関する書類 ※該当する控除額が記載されている源泉徴収票を添付する場合は不要
 - 社会保険料(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険など)の金額が証明・確認できるもの
 - 医療費控除の明細書 ※医療費通知を添付する場合は原本が必要 ※領収書のみは不可
 - 生命保険料・地震保険料の控除証明書
 - 障害者手帳、学生手帳、寄附金の領収書、その他の控除の証明書など
 - 委任状
別世帯の方が手続きする場合は必要です。提出のみ又は納税管理人に設定されている場合は不要です。

